

日本の「新しい公共(空間)」政策言説： 「統治性研究」アプローチを用いた類型化分 析

Miyagawa, Yuji / 宮川, 裕二

(出版者 / Publisher)

法政大学公共政策研究科『公共政策志林』編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

公共政策志林

(巻 / Volume)

5

(開始ページ / Start Page)

29

(終了ページ / End Page)

41

(発行年 / Year)

2017-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013782>

日本の「新しい公共（空間）」政策言説 —「統治性研究」アプローチを用いた類型化分析—

宮川 裕 二

要約

「新しい公共」およびその類義語は、しばしばその多義性が指摘されてきた概念である。筆者はその「新しい公共」概念を、市場・市民社会・統治という3つのコンテクストから導いた6つのポジション類型、すなわちロールバック新自由主義、左派、参加型市民社会派、新国家主義、ロールアウト新自由主義、統治性研究という類型によって整理し、各代表的論者の文献や発言にあたりつつ、それぞれの性格を論じた。そしてその枠組みから、1990年代後半以降政府によって採用され、日本の新たな国家・社会の改革・形成指針として大きな影響を及ぼしてきた「新しい公共（空間）」政策言説を分析し、以下のような見解を得た。それは、「新しい公共（空間）」政策言説とは、どのポジションが主調を成したのかによって揺れを伴ったものとなっており、第1期：ロールアウト新自由主義型言説の形成、第2期：ロールバック新自由主義型言説の隆盛、第3期：ロールアウト新自由主義型言説の実現、第4期：「新しい公共（空間）」政策言説の停滞、として時期区分することが可能である、というものである。そして最後に、ロールアウト新自由主義とその言説—具体的には主に松井孝治が提唱・推進した「公共性の空間」と「新しい公共」—は、従前の研究では看過されがちであったことに触れ、その問題構成を浮き彫りにする統治性研究の重要性について言及した。

キーワード

「新しい公共（空間）」政策言説、新しい公共、統治性研究、ロールアウト新自由主義、松井孝治

1. はじめに—本稿の課題設定と構成

本稿は、1990年代後半以降、日本の新たな国家・社会の改革・形成指針として大きな影響を及ぼしてきた、「新しい公共（空間）」政策言説—筆者はそれを政府、なかでも所謂制度官庁（内閣府・総務省等）およびそれらに連なる諸機関等によって採用されてきた、1997年の「公共性の空間」を嚆矢としていくつかの類似表現のある言説の総称とする—について考察するものである。

「新しい公共」概念—これは広義の類的概念とする（後述する民主党政権下の「新しい公共」とは区別されたい）—は、しばしばその多義性が指摘され、

「概ね共通した認識」として、「これまで政府公共部門のみが公共性の担い手と認識されてきたのに対して、公共性は様々な主体によって担われるべきである」あるいは「担われている」という「事態」を指す（辻山 2010：17-18）、などとのみ語られてきた。筆者は、その多義性を生じさせているのは「新しい公共」概念をめぐるポジションの違いであり、そしてそのポジションの違いは、次のような分岐によって整理可能だと考える。すなわち第一に、「新しい公共」概念をどのように理解するかについてのコンテクスト（文脈）であり、第二に、そのコンテクストで理解された「新しい公共」概念への態度による分岐である。そのコンテクストとポジションは具体

的にはどのように類型化できるのか、それを第2節で論じる。

そのポジション類型から「新しい公共（空間）」政策言説について分析したものが第3節である。すなわち結論を先取りすれば、「公共性の空間」より本稿執筆時点の「共助社会づくり」まで、それは必ずしも一貫したのではなく揺れを伴ったものであるということ、そしてその揺れは、時の政府に採用されたそれぞれの「新しい公共（空間）」政策言説の主調をなしたポジションの変化によるものであるということである。そして急ぎ付言することは、肯定的ポジション間にはある程度まで共振し合いもする関係があり、ある言説が一つのポジションを主調に持ちながら、いくつかのポジションを包含することがあったということである。その具体的な動向を第3節で論じ、第4節でまとめを行うものとする。

2. 「新しい公共」概念をめぐるポジション類型

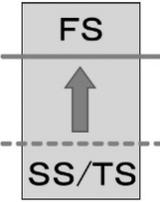
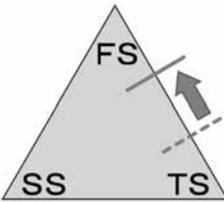
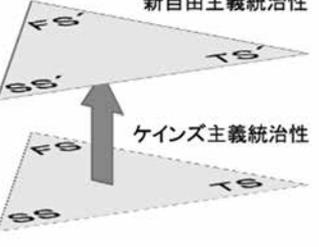
図表は、コンテキスト別、肯定／非肯定別に、「新しい公共」概念をめぐるポジションを類型化したものである。コンテキストとは、そのポジション

が「新しい公共」概念を定義づけたり、その狙いに言及したりする際に依拠しているものを指す。本稿では、それを市場、市民社会、統治という3カテゴリーに整理した。市場、市民社会に通例並記されるタームは政府であるが、本稿は統治を政府と区別するものである。

概念図におけるFSはファーストセクター、SSはセカンドセクター、TSはサードセクターの意である。どのコンテキストもFSに政府を、SSに市場を据えることでは一致する。それに比べTSは多義的ながら、本稿では単純化を承知の上で、左列から非営利、市民社会、（非政府の）公¹がイメージされているものとする。また各コンテキストからの認識として、現状を破線、「新しい公共」概念がもたらす当為を実線として表わした。例えば、左列の図（市場）であれば、FSがSS/TSが担いうる領野にまで肥大化している現状を問題化し、FSを縮小しSS/TSを拡張すべきであるとする志向を図示したものである。

そしてその下に、各ポジションとその代表的論者を記した。これは筆者の整理であり、各論者がそのタームを用いているものではなく、ポジションが論者に先立つものとする。また各ポジションは理念型

図表 「新しい公共」概念のポジション類型

コンテキスト	市場	市民社会	統治
概念図 ^{注1}	 <p>二元論 (FS—SS/TS) 二次元モデル</p>	 <p>三元論 (FS—SS—TS) 二次元モデル</p>	 <p>三元論 (FS—SS—TS) 三次元モデル</p>
肯定的ポジション	ロールバック新自由主義 竹中平蔵 (2010)	参加型市民社会派 今村都南雄 (2010)	ロールアウト新自由主義 松井孝治 (2008)
非肯定的ポジション	左派 二宮厚美 (2010)	新国家主義 八木秀次 (2010)	統治性研究 ^{注2} 齋藤純一 (2013)

注1：二次元／三次元モデルの意匠は仁平（2011：19）を参考にした。

注2：統治性研究はある種の診断的観点であり、何らかの規範的態度をとるものではない点で他と異なる。

出所：筆者作成。

であって、ある論者の基軸が当該ポジションにあるとしても、他のポジションの要素を持ち合わせることを否定するものではない。

それでは以下、各ポジションについて検討していくことにする。

2.1 ロールバック新自由主義

ロールバック新自由主義とは、イギリスの経済地理学者ジェイミー・ペック／アダム・ティックル（Jamie Peck & Adam Tickell）の造語で、後述のロールアウト新自由主義と対比される概念であり、「アグレッシブな小さな国家化、財政緊縮策、公共サービス『改革』の形態」（Peck & Tickell 2002：381）と結びついた新自由主義の、「脱統制と解体のパターン」として「撤退型（roll-back）」（Peck & Tickell 2002：384）と特徴づけられるイデオロギーを指す²。イギリスのブレア型政治に対するサッチャー型政治としてイメージされたい。

このポジションを代表する竹中平蔵は、「新しい公共」概念には「公共の担い手に関するもの」および「公的部門の管理手法に関するもの」が含意されているとし³、次のように述べる。

そもそも新しい公共という言い方は、地方自治体で行政サービスの在り方を見直す中で広く用いられてきた。住民が積極的に公的な活動に参加することによって、公的サービスの質を高めるとともに、行政コストの削減を実現しようというものだった。……新しい公共という場合にもう1点含意されているのが、公共部門の仕事のやり方そのものを変えることである。その代表は、欧州やオーストラリアで行われてきたニュー・パブリック・マネジメントと言われる予算手法だ。まず予算項目について「成果目標」（何を達成するのか）を決め、その実現のために自由な執行を行わせ、予算の単年度主義の見直しなども行う。成果について厳しい評価を行い、その後の予算編成に反映させる。いわゆるPDCAサイクルを確立することである。（竹中 2010：28-29）

つまり、公務員が担う高コストな行政サービスを民間が担う低コストなそれに置き換えるとともに、NPM＝新公共経営（民間企業型行政経営手法）による改革を図っていくことが「新しい公共」の意味や内容であると、竹中は理解している。そして、このような市場メカニズムの公共部門への導入を、「公共のあり方を見直すことは、まさに行財政改革そのものであり、必要かつ重要なことだ」（竹中 2010：28）と肯定する。このような「新しい公共」概念にかかわるポジションを、ロールバック新自由主義とする。

2.2 左派

左派は、ロールバック新自由主義とともに「新しい公共」概念を市場のコンテキストで理解する一方で、それに批判的なポジションである。このポジションを代表する二宮厚美は、「新しい公共」概念を「いわゆる自治体リストラを推進するための道具または指導理念」（二宮 2010：44）として捉え、その問題を以下のように整理する。すなわち、第一に、このような「新しい公共」のもとでの「市民参加、地域協働等は言葉本来の意味での住民自治の強化を意味するものではなく、住民を「動員」、つまり「公共業務を住民の負担に転嫁する」ものであること、第二に、その「経営原理」が「効率化と安上がり化」におかれているため、「協働」が『官製ワーキングプア』の拡大につながることで、第三に、「有力な担い手に営利企業を想定」しているために「公共サービスの市場化」が進行し、「公務労働は市場労働に変貌する」こと、第四に、「それらの結果、自治体に問われる公的責任が相対化され、曖昧化され、後退すること」、第五に、基礎自治体の「新自由主義的変質が起こること」、という5点が問題であると述べている（二宮 2010：48）。

ここから左派は「新しい公共」概念を、効率化と安上がり化（第二）、公共サービスの市場化により（第三）、基礎自治体の新自由主義的変質がもたらされる（第五）と捉えている点で、ロールバック新自由主義と同様、市場のコンテキストで理解していることが分かる。しかしそれが、住民の動員・負担の

転嫁（第一）や官製ワーキングプアの拡大（第二）、公的責任の後退（第四）につながるなどと批判している点において、ロールバック新自由主義と相反するポジションである。なお左派は、住民参加やNPOの意義や役割等は「検討する価値を持った課題」とするが、ただしそれは『『新しい公共』論とは別の文脈』で行うべきとする点で（二宮 2010：48）、次の参加型市民社会派と区別される。

2.3 参加型市民社会派

ロールバック新自由主義および左派の「新しい公共」概念は、行政サービスの縮減・低コスト化をめざす「民間拡大—政府縮小」をもたらしものと見なすコロラリーとして、政府と民間—営利と非営利の区別はあるにせよ、ともに公共サービスの新たな担い手として括られる—の二元論の枠組みにある。これに対して市民社会のコンテクストは、政府・市場・市民社会の三元論の枠組みから「新しい公共」概念を捉えるものであり、それに依拠する参加型市民社会派は、専ら市場化を推し進めるロールバック新自由主義とは一線を画しつつ、市民社会を政府よりも優位に置く、少なくとも現在はそれが過小であるとしてその拡大が望ましいとするポジションである。

これを代表する論者が今村都南雄である。今村は公共性を、国民国家の確立を淵源とする「国家的公共性」、市場メカニズムによって支えられる「市場的公共性」、市民間の自由な討論から生まれる言説空間＝公共空間において成立する「市民的公共性」の三つに整理し（今村 2002：21）、あるべき「新しい公共」概念のイメージを次のように語る。

「新しい公共」の新しさは、まちづくりなどでかねてから取り組まれてきた市民と行政とのパートナーシップ関係に、あらたに事業者を加えたところだけにあるのではない。市場社会の主役である民間企業をも巻き込んで、市民や市民的活動団体、行政機関、民間事業者の相互におけるリンケージを重視する。対行政、対民間企業の排他的な領域に「市民的公共性」を押し込めるのではなく、むしろ、市民や市民的活動団体が行政や民間

企業とも対等な交渉を繰り広げ、「市民的公共性」が横溢するようなパートナーシップ関係の構築が目指される。だからこそ「新しい公共」なのである。（今村 2010：4）

このように、このポジションは国家に対置的かつ非市場的な、市民社会のコンテクストから、肯定的に「新しい公共」概念を語るものとなっている。そして、そうではないコンテクストの、ロールバック新自由主義型の「新しい公共」概念に対しては、「それを『安上がり行政』のための便法と考え、その観点からのみ、『新しい公共』にかんする施策の成否を論ずる人びとが非常に多くいる」（今村 2012：20）との懸念が示されることとなる。この側面ではある程度左派と重なる主張を持つものである。

2.4 新国家主義

新国家主義は、参加型市民社会派とともに「新しい公共」概念を市民社会のコンテクストで理解する一方で、それを批判するポジションである。これを代表する論者である八木秀次は、次のように「新しい公共」を捉える。

「新しい公共」とは「古い公共」に代わるもので、「市民の政治参加」によって実現するものだ。具体的には、NPO／NGO等の市民団体、生協や労働組合等の非営利組織、社会的企業等が結集して政策提言を策定し、政府・政権等と交渉・協議し、市民政策を実現する。すなわち市民参加型社会の構築、「市民の市民による市民のための社会の構築」、これが「新しい公共」というものである。（八木 2010：90）

このように新国家主義は、参加型市民社会派と同様に市民社会のコンテクストで「新しい公共」概念を捉え、しかしその上で、その「市民」が問題であるとして次のように論難する。

民主党が結党以来、目指している方向は何か。「市民」と称する一部の左翼活動家による霞が関

の乗っ取りである。……併せて、「国家」や「国民」を否定して国籍を問わない「地球市民」による新しい国づくりを行い、家族共同体という血の通った共同体を否定して「自立的な個人」の自発的意思によっていつでも加入しいつでも脱退できる「ネットワーク」に置き換えようというのである。そして、これらを有機的に結ぶ概念が鳩山首相が施政方針演説で繰り返し述べた「新しい公共」なのである。(八木 2010: 98)

付言すれば、「従来は行政が公共を独占していたが、民間も公共の担い手になるということだが、話がそこで終わっているならば問題はない。民間でもできることは民間が行うようにすれば歳出の削減にもなる」(八木 2010: 92) と、市場のコンテクストでの「新しい公共」概念は肯定している点では、ロールバック新自由主義の主張と重なっていることが指摘できる。

2.5 ロールアウト新自由主義

前出のロールバック新自由主義に対比されるポジションがロールアウト新自由主義である。それはケインズ主義／福祉国家に対する「破壊的で反動的な『反調整』のモーメント」の前者に対して、「新自由主義化した国家形態やガバナンス・モードや調整的關係についての目的意識を持った構築や統合」へとアジェンダの移行した、「巻き込み型 (roll-out)」の「積極的政治術と普及力ある『メタ調整』のより手強く頑強なパターン」として理解されるものである (Peck & Tickell 2002: 384)。このポジションにとって、「新しい公共」概念はなにより統治のコンテクストで理解される。

このポジションの「新しい公共」概念を代表する論者は元民主党参議院議員の松井孝治である。通産官僚としてそのキャリアのスタートを切った松井の「新しい公共」概念への原点は、「省益」を超えた「国益」(松井 2007: 174) の実現であった。そのためには「縦割りの分担管理原則・行政各部中心主義」から脱却し「総理の主導力を強める」という政官関係の改革が必要となるが (松井 2011: 106)、それに

は官民関係と国地方関係を含めた「今の日本の統治構造」(松井 2013) を変えなければならないと考えるに至る。従来の「民間や地方自治体など中央から見て弱い立場の人たちに対して指導・監督・助成あるいは支配をするということばかりに、霞が関の各省庁とか政治家の多くが労力を費や」(平田・松井 2011: 97-98) すという、「省益」とそれに連なる利権の論理は、「地域の課題に当事者意識をもって解決策を見いだせるとは思いにくい『遠くの政府』に財源を集中し、その政府が『公 (おおやけ)』に関わる基準や資源配分を一手に握り、地域の主権者がいつのまにか中央の政府の統治の客体となり、その政府に依存せざるを得ない状況」(松井 2013) を生んでいる統治構造と裏腹の關係にあり、ここに切り込まなければならないというわけである。それゆえ松井は、国民の中央政府への依存体質を変えるため、政官関係の改革とともに、「家庭や地域社会が持っていた、自立的あるいは相互扶助的な問題解決のメカニズム」(松井 2008: 143) を最大限に活用する枠組み、すなわち「第三の道、コミュニティ・ソリューション」として「『官』でも『民』でもない『公』的なネットワーク」(松井 2008: 145) を構築する必要があることを主張しており、また「新しい公共＝小さな政府とか民間委託による経費節減といった図式」は単純なものだと斥けもしている (松井 2013)。

ここまでにはまず、このポジションはケインズ主義／福祉国家的枠組みからの脱却を目指す点で新自由主義ではあるものの、単純な撤退型のそれではないことが認められよう。加えてこれが、参加型市民社会派と異なることも指摘しておきたい。松井は「新しい公共で提起した問題は、国 (議会と中央政府)、地方自治体、学校、福祉法人、NPO、社団・財団、個人など公共の担い手間の役割分担や連携の新たなあり方を探る」(松井 2013) ことだと述べているが、それは「国益」をよりよく追求できる「この国のかたち」(松井 2008: 152) の構築と結びついたものであり、「基底にあるのは『市民的公共性』の観念」(今村 2010: 4) とする参加型市民社会派とは異質のものである。このことは松井自身が、「『新しい公共』はNPO支援ではなく『国の統治改革』

論そのものであり、「NPO支援の側面にのみ注目が集まっていること」は「本意と異なる」と言明していることから明らかであろう（松井 2013）。

このようにこのポジションは、「公共のど真ん中、国の未来像を描き、そのための戦略を立てるという仕事」（松井・西田 2014）を政府の本来の役割とし、外交や安全保障等以外の事業や課題については、主権者たる地域住民が身近な「公」（地方自治体やNPO、コミュニティ等）において、自ら処理し対処していけるような条件整備を行っていくという、積極的な巻き込み型の統治をめざすものであることが分かる。

2.6 統治性研究

統治性研究は、「新しい公共」概念を統治のコンテキストで理解するものであるが、何らかの規範的態度を示す他と異なり、市場でも市民社会でもない統治のコンテキストにあるロールアウト新自由主義の問題構成を浮き彫りにすることのできるアプローチといえる⁴。「新しい公共」概念との関わりを検討する前に、まず統治性研究がいかなるものかについてごく簡潔に概観したい。

統治性研究とは、ミシェル・フーコー（Michel Foucault）の1977-78、78-79年度コレージュ・ド・フランス講義を嚆矢とし、その後アングロ-サクソン諸国の社会学や政治学を中心に展開されてきたものを指す。そこでは統治（government）することとは、国家の存立の正統性や権力行使の合法性をめぐるものではなく、「他者の行動の可能的な領野を構造化すること」（Foucault 1983=1996：301）とされ、18世紀以来の自由主義統治—ロールアウト新自由主義はその現代的到達と考えることができる—とは、国家が「人口の自然性」（行為する人々の集合が持っているメカニズム）を増大させることで有用性を引きだそうとする、より巧妙で精緻化された「国家理性」（国家の維持・増強を至上とする国家行動の格率）の統治術であるとされる。このアプローチは、現代の統治のあり様を以下のように診断する。

フーコーにとって、国家そのものが「統治のテ

クノロジー」である。なぜならば、「統治の^{タクティクス}戦術こそが、何が国家の権能の枠内にあり、またその枠外にあるか（すなわち民間対公共）といったものをたえず定義したり、再定義するのであり、したがって国家とは統治性の一般的戦術を基盤としてしかその生存と限界を理解しえないもの」だからである。統治性という観点は、「政治の後退」とか、「市場の支配」といった言葉によって自らを限定するのではなく、いわゆる「政治の終焉」そのものを政治的プログラムとして解読するような動的な分析形式の展開を可能にするのである。ケインズ主義の危機と福祉国家型介入の解体は、国家の統治能力の喪失というよりは、統治のテクノロジーの再編成と再構築に向かうものである。こうした理論的立場によって、国家により権限を賦与された専門的装置を手段として直接に介入することを特徴とする統治形態ばかりでなく、その性質上、間接的テクニクによって個人を指導し統制する新自由主義的な統治形態をより複雑に分析することが可能になる。個々の主体（および家族や組合などの集合体）に「責任」をもたせるという戦略は、病気、失業などの社会的リスク、そして社会的生活にたいする責任を、「自己配慮」の問題に転嫁することによって、個々人が責任を担うべき領域へと移動させることを必然的に伴う。したがって、このような個人化の形態は、国家の外にあるのではない。（Lemke 2003：177=2003：46）

冒頭の「国家そのものが『統治のテクノロジー』である」とは、近代以来の国家は「国家理性」の原理に基づく統治によって維持・増強されるべきものであると同時に、統治実践の枠組みとして最善なものとなるよう合理化され改変されるべきものでもあることを指している。この意味で、「民間対公共」の定義や再定義、あるいは「個々の主体（および家族や組合などの集合体）」への責任移動は、「政治の後退」や「市場の支配」といった言葉の字義通りに受け止められるべきものではなく、「国家の統治能力の喪失というよりは、統治のテクノロジーの再編成と

再構築に向かう」国家理性の働きと見なされる必要があるということを、このアプローチは主張しているのである。

この統治性研究から「新しい公共」概念はどのように捉えられるだろうか。ロールバック新自由主義から新国家主義まで、「新しい公共」概念のコンテキストと評価は様々であったが、政府公共部門のみが公共性の担い手ではないといったナラティブを、国家・政府の限界、あるいは権能の縮退を示すもの—それゆえ時にトップダウン型の押し付けや強権的手法を行わざるを得なくなっている矛盾をはらんだものという議論を含む—と認識していた点においては、ほぼ一致をみせていたと言ってよい。しかしそれを統治性研究のアプローチで理解するならば、政官関係・国地方関係・官民関係を変えることを通じて中央政府に依存している国民を自立させる、そのためにコミュニティ・ソリューションの実現を図るというロールアウト新自由主義の言説は、「間接的テクニックによって個人を指導し統制する新自由主義的な統治形態」を目指す「統治の戦術^{タクティクス}」の表れであり、国家の否定や挫折を意味するどころか、より効果的に「国益」を実現することと結びついているということになるのである。

統治性研究に通暁する齋藤純一⁵は「新しい公共」概念について、以下のように述べているが、これはロールバック新自由主義（「民間の企業の参入を促し、国家が負担を軽減」）以外に、ロールアウト新自由主義（「中間集団の自己統治を利用」）の側面があることを捉えたものといえる。

近代国家の統治は一元的な統治で、多元的な統治、中間集団の自己統治を排除してきた、あるいはその意思のコントロール下においてきたと言えます⁶。ところが国家自身がひとつには財政的な理由から、もうひとつには制御能力の限界から、地方自治体やその下位組織を含む中間集団の自己統治を利用する方向に舵を切っていく。……

アソシエーションやコミュニティ、あるいはボランティアのエネルギーを活用しようとするわけです。あるいは民間の企業の参入を促し、国家が

負担を軽減していく。「新しい公共」というのも、その文脈から語られました。実際にはコミュニティというより企業参入の方が顕著だと思いますが。そういう意味では、……規制緩和や権限移譲による行政の効率化という新自由主義の要素の方が眼をひきます。

では、参加や自己統治の活性化の側面が皆無かと言えば、そうとも言い切れないでしょう。もちろん、コミュニティの自己統治は、防犯・防災対策など行政の下請けとして利用されている面が多分にありますが、教育やケアなどの分野ではコミュニティが統治に関与することによって政策を導く指針が再検討されることもありますから。（伊豫谷ほか 2013：159-160）

ここではとりわけ、引き続き存続する「行政の下請け」という直接的統治とも、統治の断念とも区別される、「参加や自己統治の活性化」という間接的統治としての様式が指摘されていることが重要である。

このロールアウト新自由主義の「新しい公共」概念は、政府と民間あるいは政府と市民社会の間のゼロサムゲームと捉える、その他のポジションがとる二次元モデルでは記述できない。それが目指すのはFS・SS・TSのいずれかのいずれかに対する拡張ではなく、それらの依存体質を創り出している「この国のかたち」の改革である。統治性研究は、これまでの「この国のかたち」を創り出してきた力をケインズ主義統治性と呼び、仁平典宏の表現を用いれば、そこから脱却して、「国家も市場も市民社会も同様に、ネオリベラリズム的秩序を円滑に動かすための『自己責任の下で合理的に行為できる強いアクター』として行為するよう指導する—フォーコーはconductの語が持つ両義的性格を捉えていた（Foucault 1983=1996：301）—秩序を創り出す力を新自由主義統治性と呼ぶのであり、そのプラスサムゲームは「三次元のモデルでのみ記述可能」なのである（仁平 2011：19）。

3. 日本の「新しい公共（空間）」政策言説の動向

それでは本節で、前節で論じたポジションの主調の変化という観点から、「新しい公共（空間）」政策言説の動向を分析していく。なお本稿では紙幅の制約上、制度官庁に関連する言説のなかでも代表的なものと思われる、第1期とする「公共性の空間」（初出1997年）と「新しい公」（同 2000年）、第2期とする「新しい公共空間」（同 2003年）、第3期とする「新しい公共」（同 2009年）、第4期とする「共助社会づくり」（同 2013年）を扱うものとする。

3.1 第1期：ロールアウト新自由主義型言説の形成（1997年～）

本稿は、「新しい公共（空間）」政策言説の出自を、橋本首相が設置した行政改革会議の「中間報告」・「最終報告」（1997年）に盛り込まれた「公共性の空間」とする。「最終報告」には「IV 行政機能の減量（アウトソーシング）、効率化等」という章があるにもかかわらず、その語はそこに登場しない。「公共性の空間」が盛り込まれているのは、国の果たすべき役割の見直しや内閣機能の強化に関わる章や項である。「I 行政改革の理念と目標」の「2 『この国のかたち』の再構築を図るため、まず何よりも、肥大化し硬直化した政府組織を改革し、重要な国家機能を有効に遂行するにふさわしく、簡素・効率的・透明な政府を実現する。」には次のように記されている。

今回の行政改革の基本理念は、制度疲労のおびただしい戦後型行政システムを改め、自律的な個人を基礎としつつ、より自由かつ公正な社会を形成するにふさわしい21世紀型行政システムへと転換することである、と要約できよう。その際、まず何よりも、国民の統治客体意識、行政への依存体質を背景に、行政が国民生活の様々な分野に過剰に介入していなかったかに、根本的反省を加える必要がある。徹底的な規制の撤廃と緩和を断行し、民間にゆだねるべきはゆだね、また、地方

公共団体の行う地方自治への国の関与を減らさなければならない。「公共性の空間」は、決して中央の「官」の独占物ではないということを、改革の最も基本的な前提として再認識しなければならない。（行政改革会議 1997：I）

ここで表明されているのは、『「公共性の空間」は、決して中央の『官』の独占物ではない』という、国家の権能・民間対公共についての再定義であり、そして国民の行政への依存体質と行政の国民への過剰介入を生んだ従来の統治構造からの転換を図る、国家そのものも改革の対象外ではありえないメタレベルの統治改革のビジョンである。すなわち主調としては統治のコンテクストにあるロールアウト新自由主義型の「新しい公共」概念が採用されたものといえる。

この行政改革会議「中間報告」・「最終報告」を起草し、「公共性の空間」の語を盛り込んだのは、橋本内閣時に通産省から内閣官房へ出向していた松井であるが、このような構成・内容となったことは松井の個性に還元できるものではない。それは松井が通産省に戻った後の2000年に取りまとめられた、小淵首相が設置した「21世紀日本の構想」懇談会の「報告書」において、「新しい公」が次のように描かれたことから分かる。

グローバル化や情報化の潮流の中で多様性が基本となる21世紀には、日本人が個を確立し、しっかりとした個性を持っていることが大前提となる。このとき、ここで求められている個は、まず何よりも、自由に、自己責任で行動し、自立して自らを支える個である。自分の責任でリスクを負って、自分の目指すものに先駆的に挑戦する「たくましく、しなやかな個」である。

そうした個が自由で自発的な活動を繰り広げ、社会に参画し、より成熟したガバナンス（協治）を築きあげていくと、そこには新しい公が創出されてくる。（「21世紀日本の構想」懇談会 2000：17）

行政改革会議の「自律した個人」は、ここで「たくましく、しなやかな個」としてイメージが豊富化されるとともに、そのような「個」の参加と自己統治をいかに構造化していくかへの関心が高まったことが見て取れよう。加えて、その「個」を確立すべきとされるものが「日本人」であることにも留意が必要である。「この報告書では、日本の志を論ずる。日本はこうあってほしい、日本をこうしなければならぬという希望、覚悟を表明する」（「21世紀日本の構想」懇談会 2000：9）といった、いわば「国家理性」の発露といえる文書のなかで、「新しい公」や「ガバナンス（協治）」という統治のタームが用いられたことは看過すべきではない。

しかしながら、これらの「公共性の空間」や「新しい公」が、とりわけ官民関係にかかわる具体的な改革を導くことのないまま、次なる「新しい公共空間」が台頭していったことで、ロールアウト新自由主義的は当分の間、「新しい公共（空間）」政策言説の主調から外れることになった。

3.2 第2期：ロールバック新自由主義型言説の隆盛（2003年～）

2001年に発足した小泉内閣のもとで推進された構造改革が、「新しい公共（空間）」政策言説にも大きな影響を与えるなかで、「新しい公共空間」という語は生み出された。2003年の第27次地方制度調査会「中間報告」・「答申」にはじめて盛り込まれたそれは、以下のように記述されている。

地域における住民サービスを担うのは行政のみではないということが重要な視点であり、住民や、重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべきである。（第27次地方制度調査会 2003：3-4）

この段階で「新しい公共（空間）」政策言説は、公共サービスの担い手の次元へと移行していることが分かる。さらに2005年の、分権型社会に対応した

地方行政組織運営の刷新に関する研究会「報告書」（以下、刷新研究会「報告書」）では「新しい公共空間」は次のように描かれている。

地域における様々な主体がそれぞれの立場で新しい「公共」を担うことにより、地域にふさわしい多様な公共サービスが適切な受益と負担のもとに提供されるという公共空間（＝「新しい公共空間」）を形成することができる。

この「新しい公共空間」の形成こそが、地方自治体とそこに住む人々が協働して地域の運営にあたるローカル・ガバナンスを実現させるための前提となるものである。（分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会 2005：13）

ここにおいて、公共サービスの担い手の問題に加え、「適切な受益と負担」という条件を満たすことが「新しい公共空間」の形成に必要なこととされ、同時にそれはガバナンスの実現と等置されるものではなく、その前提条件だとされるようになった。この「新しい公共空間」は政策言説として、具体的政策の導出に結びつく。すなわち地方自治体に「より一層積極的な行政改革の推進に努め」るよう求め、「行政自らが担う役割を重点化」するよう促した、2005年の総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」である。地方自治体に集中改革プランの策定・公表や、民間委託等の推進、指定管理者制度の活用、PFI手法の適切な活用、定員管理及び給与の適正化などを求めたそれは、「新しい公共空間」の主調をなすポジションが、ロールバック新自由主義であることを如実に示すものとなった。

その上でとなるが、「新しい公共空間」に参加型市民社会派やロールアウト新自由主義が共振していたことも認めることができよう。刷新研究会「報告書」では、「住民を顧客と見るNPMの考え方を超えて、自治体の行政を地域の戦略本部と位置づけ、住民やNPO、民間企業など多様な主体と協働して自治体を運営していくことができないか」ということが「この研究会の問題意識」であったと表明

されていたほか、「企業活動」と「住民活動」とが区別されることもあった（分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会 2005：はじめに、12）。また総務官僚として「新しい公共空間」を推進した山崎重孝は「アウトソーシングや地域協働によって提供されるサービスについても、適切にその供給が行われるよう条件整備をし、評価をし、最終的な責任を受け持つことが行政には求められて」おり、そのような政府の間接介入によって「しなやかな公共サービスの供給体制を構築するとともに住民がこれに主体的に参加する体制を構築すること」が「新しい公共空間」の考え方であると述べている（山崎 2005：52）。ただしこれらは実際のところ、財政縮減と公務員総定員の純減・給与抑制、事務事業の廃止・統合および民営化が主たる眼目となった地方版小泉構造改革のもと、ほとんど顧慮されることがなかったと言ってよい。

3.3 第3期：ロールアウト新自由主義型言説の実現（2009年～）

小泉構造改革の「痛み」が地域・社会の各所で顕在化し、「子どもの貧困」「ネットカフェ難民」に象徴される格差社会の問題が大きくクローズアップされるようになったなか、2008年自民党総裁選でのいわゆる「上げ潮派」「財政再建派」「積極財政派」の三つ巴の争いを、「積極財政派」の麻生太郎が制して首相となるに至り、ロールバック新自由主義の流れも転機を迎えていた。その中で2007年参院選、2009年衆院選で勝利した民主党が政権を獲得するに至る。その主要政策の1つとして掲げられたものが「新しい公共」であり、それを主導したのは他でもない、鳩山内閣で内閣官房副長官を務めた松井であった。「新しい公共」は、松井が起草した鳩山首相の第173回国会演説で、次のように語られている。

私が目指したいのは、人と人が支え合い、役に立ち合う「新しい公共」の概念です。「新しい公共」とは、人を支えるという役割を、「官」と言われる人たちが担うのではなく、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や福祉などに地

域でかかわっておられる方々一人ひとりにも参加していただき、それを社会全体として応援しようという新しい価値観です。……市民やNPOの活動を側面から支援していくことこそが、二十一世紀の政治の役割だと私は考えています。（鳩山 2009：三）

『「官」と言われる人たちが担うのではな』という一節を捉えて、「新しい公共」とロールバック新自由主義とを結びつけることは可能であり、実際、翌年の第174回国会演説で「肥大化した『官』をスリムにすることにつなげていきたい」（鳩山 2010：二）との表明がなされていることも事実である。しかしこの言説の焦点は、小さな政府それ自体を目指すのではなく、「支援」—ブレア政権が政府をenablerと位置づけたことが想起される—を通じて市民やNPOの参加を促進させることにあって、これは第1期と主調を同じくするものである。

同時に、これが参加型市民社会派と区別されるべきであるのは、「新しい公共」が「国益」の観点から語られることにおいてである。鳩山の先の引用の直後に語られていたのは「新たな国づくり」であり、「国、地方、そして国民が一体となり、すべての人々が互いの存在をかけがえのないものだと感じあえる日本を実現する」という「国のかたち」にかかわる決意であった（鳩山 2009：三）。さらに第174回国会演説では、「新しい公共」とは「日本を世界に誇る文化の国」をつくるための取り組みであり、「ここで言う文化とは、狭く芸術その他の文化活動だけを指すのではなく、国民の生活・行動様式や経済のあり方、さらには価値観を含む概念」であるとされているが（鳩山 2010：二）、これこそ新自由主義統治性が統治の対象とする当のものである。

「新しい公共」の具体的な政策成果には、寄附税制の拡充や認定NPO法人制度の改革などがあり⁷、また補正予算が措置されて「新しい公共支援事業」も実施されている。同事業のガイドラインで「新しい公共」は、「従来は官が独占してきた領域を『公（おおよけ）』に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担うなど、市民、NPO、

企業等がともに支えあう仕組み、体制が構築されたもの」(内閣府 2011: 2) と説明された。支えあいそれ自体にとどまらず、支えあう「仕組み、体制が構築されたもの」としているその観点は、とりわけロールアウト新自由主義に種別的なものである。

3.4 第4期：「新しい公共（空間）」政策言説の停滞（2013年～）

このように鳩山政権で主要政策課題に掲げられ、具体的な成果も挙がりつつあった「新しい公共」であったが、その後本格的な定着をみないままに埋没していくことになる。それは鳩山内閣早期退陣後の、菅内閣から野田内閣にかけてのロールバック新自由主義の揺り戻し、そして「新しい公共」とともに「この国のかたち」の改革の「両輪」であるべき「官邸主導」の不徹底などによるものである（cf. 松井 2015）。

さらにその傾向を決定づけたのが、自民党の政権復帰である。第2次安倍政権下では、民主党色の強い「新しい公共」に代わって「共助社会づくり」が謳われるようになった。2013年に設置された共助社会づくり懇談会の報告書（共助社会づくり懇談会 2015）などにみるその内容は、行財政の縮減や効率化というよりも民主党の「新しい公共」との接続を感じさせるものとなっているとはいえ、全体としてそのトーンは下がっており、統治改革の観点ももうすれ、政策の優先順位も高いものではなくなった。その上に、憲法改正草案のほか自民党政務調査会が2011年に作成したパンフレット「チョット待て!! “自治基本条例”」にみられるように、自民党内で市民社会のコンテクストと理解される政策に批判的な新国家主義が高まりをみせるなかで⁸、本稿執筆時点では「新しい公共（空間）」政策言説それ自体が停滞の時期に入っているものと診断できよう。

4. おわりに

以上、本稿は「新しい公共」概念について、コンテクストとそのように理解されたものへの態度という観点から6つのポジションに類型化し、その枠組

みを用いて、「新しい公共（空間）」政策言説の動向を、その主調を成した主に肯定サイドのポジションの推移という観点から分析してきた。

すなわち第1期はロールアウト新自由主義が主調をなしており、ロールバック新自由主義は従たるものであった⁹。第2期はロールバック新自由主義が主調をなし、そこにロールアウト新自由主義と参加型市民社会派がある程度まで共振する関係として包摂されていた。第3期はロールアウト新自由主義が主調をなし、そこに参加型市民社会派の一定の期待が見られた一方、ロールバック新自由主義は第2期に比して後景に退いていた。本稿執筆時である第4期は第3期との連続が見受けられるものの、とりわけ新国家主義の高まりのなかで「新しい公共（空間）」政策言説は停滞の時期に入っている¹⁰。このような動向として捉えられるということである。

本稿を終えるにあたり、ロールアウト新自由主義というポジションに関わる考察を加えておきたい。ロールバック新自由主義と左派は、その「新しい公共」概念は「分かり難い」(竹中 2010: 28)、「漠然とした内容」(二宮 2010: 41)であるが、つまるところロールバック新自由主義と変わらないものと捉える。新国家主義はそれを、参加型市民社会派と同じものとして扱っている。そして参加型市民社会派は、一方では『『国家的公共性』や……『行政的公共性』の再構成をはかる文脈での概念化』(今村 2010: 4)、他方では「肥大化した『官』をスリムにすることにつなげたい」など「邪心」を含むものの「私たちの共感を呼ぶ」部分もある「まだまし」なもの(今村 2012: 22)、であると見立てる。「新しい公共（空間）」政策言説に関する学術的研究はいくつもあるが、どのポジションからも「公共性の空間」と「新しい公共」に深く関与した「新しい公共（空間）」政策言説のキーパーソンとも言える松井に言及したものがほとんどないのは¹¹、このようにいずれかのポジションに帰することができるもの、または「割りきりのいい概念枠組に沿って提示された概念ではない」(今村 2002: 4)ものと考えられた故であろう。

しかし筆者の見るところ、そうなるのはロールア

ウト新自由主義の「新しい公共」概念を市場あるいは市民社会というそれぞれのコンテキストから理解しようとするからである。「公共性の空間」より遡れば、1991年の第3次臨時行政改革推進審議会豊かなくらし部会報告に、「行政の役割」を「個人の自由な生活や諸活動が保障されるような条件づくり」に転じて、「これまでのような行政の守備範囲論に止まらず、行政の介入の在り方を直接介入から間接介入の方向へ変え」るべきとした主張がみられた（第3次臨時行政改革推進審議会豊かなくらし部会 1991）。条件整備国家・間接介入国家をめざすべきとする、このような系譜のロールアウト新自由主義型「新しい公共」概念、およびそれを主調とする「新しい公共（空間）」政策言説は、市場や市民社会とは別の、統治のコンテキストから理解されなければならないのではないのか。そしてそれを可能にするアプローチこそ統治性研究であると筆者は考える。

【注】

- 1 「市民社会」の場合には、政治的権力に対し自律的あるいは対抗的な審級として市民が公論を形成する言説の空間という意味合いが強い。「公」は中央政府に依存しない／するべきではない、地域や市民同士の協力や相互援助が行われる領域と捉えられる。ただししばしばその他の論者に用いられる「共」も含めてその境界は厳密でなく、一応の区別と了解いただきたい。
 - 2 統治性研究に則れば、厳密にはロールアウト新自由主義ではなくアドヴァンスト・リベラリズム (Rose 1996) を用いるべきかもしれないが、統治性研究にはロールバック新自由主義に相応する明確なタームが無い。この点で本稿は、統治性研究とそれらのタームを接合させた仁平 (2011) の論立てに準拠している。
 - 3 この「公共の担い手」とは、担うことであれ見直しを求めることであり、とりわけ市民社会のコンテキストのそれとは区別される。また竹中はもう一つ、「コンクリートから人へ」を念頭に「政府が行う公的なサービスの分野を新しい分野にシフトさせること」を挙げているが (竹中 2010 : 28), このような政策選択の次元は「新しい公共」にカテゴライズされない。
 - 4 統治性研究に関する要領のよいテキストとして Walters (2012=2016) がある。6つのポジションのうち統治性研究のみ規範的態度をとるものではないのは、それが「社会理論や政治理論」ではなく、いわば「ひとつの分析道具」であることに困っている (Walters 2012=2016 : 105)。この意味合いにおいて、ロールバック新自由主義に対する左派および参加型市民社会派に対する新
- 5 齋藤の統治性研究に関わる論考として、例えば齋藤 (2001) を参照されたい。
 - 6 ここでは、近い過去として人口の自然性を増大させるための介入であるべきものながら政府による統制的性格が強まってしまった、ケインズ主義統治性という自由主義統治の一つの様式が想起される。それへの反省として登場したものが新自由主義統治性である。
 - 7 寄附税制の拡充も、NPO支援という側面ばかりで捉えるべきではない。ロールアウト新自由主義の観点からは、それは税金の使い道を中央政府の決定から自己決定に転換するという統治改革に他ならない (cf. 寺脇・中島 2011 : 44)。だからこそ所得控除から税額控除とされたのである (松井 2013)。そしてその自己決定への間接介入は、認定NPO法人制度などの装置によって担保されている。
 - 8 「さいたま市市民活動サポートセンター」の14の登録・利用団体による、同センター条例が「市民活動」の定義から除外していない個別の政策や施策に対する活動について、自由民主党の市議会議員が「政治活動」にあたりと議会で問題にし、条例改正して2016年4月より同センターの運営を指定管理から市直営に変更させた問題は、この現われといえる (cf. 村田 2016)。
 - 9 この時期、参加型市民社会派の「新しい公共」概念は世田谷区など地方レベルに胚胎していた (今村 2010)。
 - 10 執筆時点で停滞しているとしても、その言説を隆盛させたケインズ主義統治性から新自由主義統治性への転換は進行していることを指摘すべきであろう。ロールアウト新自由主義の「巻き込み」型の統治テクノロジーは「新しい公共（空間）」政策言説から想起される分野のみならず、例えば大学改革や地方創生政策など幅広い分野に浸透している。すなわち各エージェント (= 大学や地方自治体など) に、プリンシパル (= 政府) が示す仕様に沿った実施計画を「自主的に」つくらせ、その計画を遂行させ、それについて自己評価させつつその査定を行い、競争的な資源配分に反映するという間接的統治のプログラムである (正村 2014 : 第7章)。さらにこのような統治テクノロジーと、「自由主義的でない形の権力」 (Walters 2012=2016 : 136) あるいはロールバック新自由主義的な公的資源の絶対的投入不足—これが日本はイギリスの『第三の道』にも及んでいない (仁平 2009 : 185) とされる所以である—が結びついた場合には、「自己統治の活性化」にも結びつかない悲劇的事態を招くことが、例えば山下・金井 (2015) に描かれている。
 - 11 秋山 (2013) など、松井に注目したのは専らジャーナリズムであった。

【参考文献】

「21世紀日本の構想」懇談会, 2000, 「日本のフロンティアは日本の中にある—自立と協治で築く新世紀—」.

- 秋山訓子, 2013, 「内と外から政治を変えていく—『新しい公共』とは何だったのか」, 『世界』(845), 308-315.
- 今村都南雄, 2002, 「公共空間の再編」, 今村都南雄編『日本の政府体系：改革の過程と方向』, 成文堂, 1-21.
- 今村都南雄, 2010, 「あらためて『新しい公共』を考える」, 『とうきょうの自治』(78), 2-6.
- 今村都南雄, 2012, 「ガバナンスと市民・行政・政治—問われる『新しい公共』」, 『社会科学研究』(32), 1-24.
- 伊豫谷登士翁・齋藤純一・吉原直樹, 2013, 「鼎談 コミュニティ研究の射程と、現代への問いかけ」, 伊豫谷登士翁・齋藤純一・吉原直樹『コミュニティを再考する』, 平凡社, 125-192.
- 共助社会づくり懇談会, 2015, 「共助社会づくりの推進について」.
- 行政改革会議, 1997, 「最終報告」.
- 齋藤純一, 2001, 「『第三の道』と社会の変容」, 『年報政治学 2001』, 143-154.
- 第27次地方制度調査会, 2003, 「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」.
- 第3次臨時行政改革推進審議会豊かなくらし部会, 1991, 「豊かなくらし部会報告」.
- 竹中平蔵, 2010, 「“新しい公共”を考える」, 『日本経済研究センター会報』(988), 28-29.
- 辻山幸宣, 2010, 「新しい公共の今と『責任の体系』」, 『ガバナンス』(106), 17-19.
- 寺脇研・中島岳志, 2011, 「政治の役割と『新しい公共』」, 『第三文明』(617), 39-44.
- 内閣府, 2011, 「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」.
- 二宮厚美, 2010, 「『新しい公共』と自治体のローカル・ガバナンス化」, 『議会と自治体』(149), 41-48.
- 仁平典宏, 2009, 「〈シティズンシップ／教育〉の欲望を組みかえる」, 広田照幸編『自由への問い5 教育』, 岩波書店, 173-202.
- 仁平典宏, 2011, 「ボランティアと政治をつなぎ直すために—ネオリベリズム以降の市民社会と敵対性の位置」, 『ボランタリズム研究』(1), 13-24.
- 鳩山由紀夫, 2009, 「第173回国会における鳩山内閣総理大臣所信表明演説（平成21年10月26日）」.
- 鳩山由紀夫, 2010, 「第174回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説（平成22年1月29日）」.
- 平田オリザ・松井孝治, 2011, 「対談 政治のコミュニケーションデザイン」, 平田オリザ・松井孝治『総理の原稿—新しい政治の言葉を模索した266日』, 岩波書店, 9-103.
- 分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会, 2005, 「分権型社会における自治体経営の刷新戦略—新しい公共空間の形成を目指して—」.
- 正村俊之, 2014, 『変貌する資本主義と現代社会—貨幣・神・情報』, 有斐閣.
- 松井孝治, 2007, 『この国のかたちを変える—「遠い政府」から「地域主権国家」へ』, PHP研究所.
- 松井孝治, 2008, 「公共政策空間の再設計と新しい『公』」, 地域主権研究会編『日本を元気にする地域主権』, PHP研究所, 139-152.
- 松井孝治, 2011, 「あとがき」, 平田オリザ・松井孝治『総理の原稿—新しい政治の言葉を模索した266日』, 岩波書店, 105-119.
- 松井孝治, 2013, 「Twitlonger2013年1月27日」, <http://www.twitlonger.com/show/kr95pv>, 2016年8月5日閲覧.
- 松井孝治, 2015, 「『公』を紡ぎ直し, 『質的成長』へと転換するために」, 『世界』(865), 232-241.
- 松井孝治・西田亮介, 2014, 「いま, 改めて『公共』を問う—前編 官邸では, 国の未来像を描き, 戦略を立てる仕事の中空だった」, 『現代ビジネス2014. 8. 30』, <http://gendai.ismedia.jp/articles/-/40209?page=2>, 2016年8月5日閲覧.
- 村田恵子, 2016, 「『さいたま市市民活動サポートセンター条例』改正がもたらしたもの」『住民と自治』(638), 41-42.
- 八木秀次, 2010, 「国民を誑かす『新しい公共』という論理」, 『正論』(458), 88-98.
- 山崎重孝, 2005, 「分権型社会における自治体経営の刷新戦略—新しい公共空間の形成を目指して」, 『地方自治』(695), 43-54.
- 山下祐介・金井利之, 2015, 『地方創生の正体—なぜ地域政策は失敗するのか』, 筑摩書房.
- Foucault, Mitchel, 1983, The Subject and Power, in Hubert L. Dreyfus & Paul Rabinow (eds.) *Michel Foucault: Beyond Structuralism and Hermeneutics (Second Edition)*, Chicago: University of Chicago Press, (=山田徹郎訳, 1996, 「主体と権力」, 山形頼洋ほか訳『ミシェル・フーコー 構造主義と解釈学を超えて』, 筑摩書房, 287-307).
- Lemke, Thomas, 2003, Comment on Nancy Fraser: Rereading Foucault in the Shadow of Globalization, *Constellations* 10 (2), (=高橋明史訳, 2003, 「ナンシー・フレイザーにたいするコメント」, 『現代思想』31(16), 40-48).
- Peck, Jamie & Adam Tickell, 2002, Neoliberalizing Space, *Antipode* 34 (3), 380-404.
- Rose, Nikolas, 1996, Governing “advanced” liberal democracies, in Andrew Barry, Thomas Osborne & Nikolas Rose (eds.) *Foucault and political reason*, Chicago: University of Chicago Press, 37-64.
- Walters, William, 2012, *Governmentality: Critical Encounters*, Routledge, (=阿部潔ほか訳, 2016, 『統治性—フーコーをめぐる批判的な出会い』, 月曜社).